

平成29年 3月23日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第3号 公共下水道島頭第2管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約の一部変更について
- 2 議案第28号 (仮称) 門真市立南認定こども園整備工事請負契約の締結について
- 3 議案第4号 門真市東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 4 議案第5号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 5 議案第6号 門真市総合計画審議会条例等の一部改正について
- 6 議案第7号 門真市個人情報保護条例の一部改正について
- 7 議案第8号 門真市税条例等の一部改正について
- 8 議案第9号 門真市手数料条例の一部改正について
- 9 議案第14号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について
- 10 議案第17号 平成28年度門真市一般会計補正予算(第11号)中、所管事項
- 11 議案第19号 平成28年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 12 議案第20号 平成29年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 13 議案第22号 平成29年度門真市都市開発資金特別会計予算
- 14 議案第23号 平成29年度門真市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 15 議案第25号 平成29年度門真市水道事業会計予算
- 16 議案第26号 平成29年度門真市公共下水道事業会計予算
- 17 議案第29号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第1号)中、所管事項

審査日：平成 29 年 3 月 13 日（月）

○議案第 3 号 公共下水道島頭第 2 管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約の一部変更について

（議案の内容）

平成 28 年 6 月 16 日門真市議会第 2 回定例会において議決のあった公共下水道島頭第 2 管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約について、工期「議会の議決のあった日から平成 29 年 3 月 31 日まで」を「議会の議決のあった日から平成 29 年 5 月 31 日まで」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	工期延期の理由は。
答	南側の工区にて、公共下水道管理設に際して支障となる地下埋設物について、当初の計画どおり、地下埋設物事業者と実施設計時より協議を重ね、移設を依頼していたが、施工箇所が住宅に近接していることから、工法等について住民理解を得るための地元調整等に日数を要することとなった。このことから当初の予定より 2 カ月の工程遅延が発生し、工期を 29 年 5 月 31 日まで延期するものである。
問	28 年第 3 回定例会にて指摘した事前調査の取り組みは。
答	机上調査等により得られる情報と地上からの探査データをもとに実施設計を行い、工事発注後は各地下埋設物管理者との協議や試験掘等を行い、工事を進めてきたところであるが、今年度より実施設計時点で工事方法に大きく影響する地下埋設物について、試験掘工事を実施し、より精度の高い事前調査に取り組んでいる。

（その他の質疑項目）・下水道普及率 100%に向けての取り組みについて など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 4 号 門真市東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

（議案の内容）

建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、門真市における東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する制限に関し、必要な事項を定める。

（主な質疑と答弁）

問	条例の制定理由とその特徴は。
答	条例の制定理由については、本市の課題である密集市街地における火災の延焼拡大を抑止し、まちの不燃化を一層促進するため、都市計画法に基づく地区計画を制定しており、建築基準法に基づく条例化を行うことで、その内容として定められた建築物に関する制限等についての実行性を持たせるものである。 主な特徴としては、建築確認申請時に審査され、条例に適合しない場合は建築ができない。また、条例に違反した場合、建築基準法に基づく違反是正命令措置の対象になるほか、条例に定め

	る罰則の対象となる。
問	建築物の制限の内容は。
答	本市において、近年2階建て住宅が3階建て住宅を上回り建設されている状況を踏まえ、指定した地区内において、新たに建築物を建てる際に、準防火地域の防火規制の対象外であった2階建て以下の小規模な建築物も含め、原則全ての建築物に対して、準耐火建築物もしくは耐火建築物とする制限をかけるものである。
問	防災街区整備事業と防災街区整備地区計画の違いは。
答	防災街区整備事業は密集市街地の中で、ある程度まとまった地区において権利変換の手法などを用い、面整備によるまちの不燃化を進める事業手法のことである。 また、防災街区整備地区計画は、区域内の建築物に対する構造的制限を都市計画に定めるものであり、まちの不燃化に対するルールを定めたものである。
問	財政措置の有無は。
答	耐震性の低いことが確認された木造住宅を対象に除却費用の一部を補助する制度がある。既存制度の周知をより一層進めることで、制度の活用を推進していく。

(その他の質疑項目)・同計画の周知方法について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第7号 門真市個人情報保護条例の一部改正について

(議案の内容)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携に係る所要の規定整備を行う。

(主な質疑と答弁)

問	同条例改正の概要は。
答	番号法の一部改正において、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携に関する規定が新たに追加されたため、これに伴い、特定個人情報の保護を定めた門真市個人情報保護条例の一部改正が必要となったものである。
問	情報漏えいの危険性の認識や危惧されることは。
答	番号法に基づく情報連携の重要性は認識しているところであり、国においても情報連携における情報漏えいを防止するため、さまざまな対策がなされている。 1点目は、特定個人情報の一元管理を行わず各情報保有機関において分散管理を行うこと。2点目は、直接個人番号を用いず、符号を使用し各情報保有機関と情報連携すること。3点目は、通信の際に暗号化を行うこと。最後に、特定の担当者しかシステムの実行を行えないように制限する措置を講じている。 また、本市としても情報連携の重要性を認識するために、特定個人情報を取り扱う者に対して研修等をあわせて行い、情報漏えいが生じないように、万全を期していく。

(その他の質疑項目)・システム操作者の研修等について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 8 号 門真市税条例等の一部改正について

(議案の内容)

地方税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、軽自動車税の軽減税率の特例措置の延長、軽自動車税環境性能割の創設等を行うとともに、法人市民税法人税割の税率の引下げ並びに軽自動車税環境性能割に係る過料及び減免を定める。

(主な質疑と答弁)

問 地方税法等の三つの大きな改正点についてそれぞれの改正の趣旨は。

答 1点目は、個人市民税の住宅ローン控除の適用期限の延長である。これまで消費税率の引き上げに合わせた駆け込み需要及びその反動減に対処するため、控除額の拡充と31年6月までの期限延長がなされてきたところであるが、今般の消費税率引き上げ時期の変更を受けて、適用期限を2年半延長し、33年12月入居分までの適用とするものである。

2点目は、法人市民税法人税割の税率引き下げである。26年の消費税8%段階で既に14.7%から12.1%に引き下げているところ、消費税10%段階において、さらに12.1%から8.4%に引き下げるものである。これは、地方消費税率の引き上げによって地方交付税の交付団体と不交付団体間の財政力格差が拡大することから、その縮小を図るため、偏在性の大きい法人市民税法人税割の一部を交付税の原資とするもので、法人税割の税率引き下げ相当分につき、地方法人税の税率を引き上げ、その税込額を地方交付税の原資とする仕組みとなっている。

3点目は、軽自動車税の改正である。消費税10%段階において、負担軽減や環境負荷の低減施策の観点から、自動車取得税を廃止して、軽自動車の取得時に係る税金として、軽自動車税環境性能割を創設するものである。環境性能割については、環境性能に優れた自動車の普及を促進するため、燃費等の性能がよいものほど税率が低くなる仕組みとなっている。

問 法人市民税法人税割の税率引き下げによる影響額は。

答 前回の12.1%に引き下げた法人税割の影響額は、26年10月1日から27年9月30日までに開始した事業年度に係る1年間の確定申告額をもとに試算すると、約2億1500万円の減額である。今回の8.4%に引き下げた場合の影響額は、同様の確定申告額をもとに試算すると、約3億700万円の減額となる。

(その他の質疑項目)・地方交付税への影響について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 17 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算 (第 11 号) 中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2567 万 2000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 575 億 1544 万円とする。

また、繰越明許費の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：地中障害物対策工事負担金 852万9000円】

問 (仮称) 門真市立総合体育館建設工事の追加労務費を市が負担する理由と原因者との協議内容は。

答 同体育館建設工事において、くい施工時に地中障害物があり、当該工事に支障が出てきたため、26年4月に原因者である従前所有者と締結した土地の移動に伴う土壌汚染等の対応に関する確認書に基づき、地中障害物の対策に必要な工事費及び体育館本体工事の当初スケジュールより21日間のおくれを取り戻す追加労務費の費用負担協議を行った。

市は原因者に対し、全額負担を求めたところ、対策工事費と体育館本体工事が休止した日数及び地中障害物の対策工事に要した日数の計9日分の工程追いつきの追加労務費の計約1500万円は、原因者の瑕疵担保責任として了承を得た。

しかし、29年3月末の工期設定は市の都合であり、12日間の工程を追いつける追加労務費約850万円については、瑕疵担保責任の範囲外であることから、支払う必要がない旨の申し出を受けた。

その後、原因者の申し出を確認すべく判例を調査したところ、請負契約で合意された仕事の目的物の瑕疵が取り除かれるための修補の範囲が基準とされており、それに付随して12日間の工程追いつきの追加労務費は、原因者に請求できないものと考え、予算を補正するに至った。

なお、本事案については法律相談も行い、本市の判例の解釈について弁護士に確認している。

問 議案の提出がなぜもっと早い時期にできなかったのか。

答 本来もっと早く処理しておくべきであったが、処理について他の可能性を模索していたためこの時期となった。今後は適正な事務処理をとり行うよう留意し、取り組んでいく。

(その他の質疑項目)・判例の考え方や弁護士の見解について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第20号 平成29年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ557億7000万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 749万9000円

歳出：照明灯LED化事業 891万3000円】

問 照明灯LED化事業の概要、スケジュールは。

答 同事業は、二酸化炭素排出抑制による環境負荷の低減や電気代など維持管理費の軽減を目的とし、土木課所管の道路や公園の照明灯約1600基全てをLED照明灯に切りかえるものである。

スケジュールについては、29年9月を目途にプロポーザル方式により選定した事業者と契約し、30年2月末までに既設照明灯の調査やLED照明灯への取りかえ工事を行い、30年3月よりリースを開始する予定である。

問 事業を実施するに当たっての財源や補助金は。

答 LED照明灯導入による電気代などの削減コストを原資として、LED照明灯導入工事費及び

設置後120カ月分のリース料金を賄う仕組みである。

補助金については、環境省所管の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する予定としており、LED照明灯を導入するための導入調査事業と取りかえ工事などの導入補助事業が対象となる。

また、補助金の交付額については、導入調査事業は上限800万円で本市に交付され、導入補助事業は上限1500万円が事業者へ直接交付される。

問 LED照明灯導入による効果額は。

答 既存の水銀灯などの照明灯を引き続き使用した場合と比較すると、27年度の実績ベースで年間約340万円程度の効果額を見込んでいる。

問 導入後の管理方法は。

答 原則、事業者において保守点検や球切れなどに伴う修繕を実施することとしている。ただし、天災など事業者の責に起因しない場合は、本市において対応する。

問 ほかに補助金を活用した府内の市町村は。

答 道路照明灯に当該補助金を活用したのは、25年度は泉佐野市、26年度は貝塚市及び大阪狭山市、28年度は池田市、豊能町、田尻町の6市町である。

【歳出：コミュニティバス運行補助事業 2801万円】

問 コミュニティバスの概要は。

答 公共交通不便地域の解消を目的に、23年12月から京阪バス株式会社により打越町、舟田町、五月田町、沖町、北島のルートの運行を開始している。

問 コミュニティバスの運行当初から28年度までの乗降客の推移は。

答 23年度は12月より運行開始のため約1万4000人、24年度は約5万8000人、25年度は約6万4000人、26年度は約6万9000人、27年度は約7万1000人となっている。

また、28年度は1月までの集計で約6万1000人となっており、前年度同月より約1000人増加となっており、年々増加傾向である。

問 補助金の減額の経緯は。

答 バスの減価償却や、乗降客数増加による運行収支の見直しなど、京阪バス株式会社と協議を重ねた結果、補助金の減額に至ったものである。

【歳出：道路整備事業 9736万5000円】

問 島頭南北2号線と三ツ島東西線の道路拡幅事業の概要は。

答 島頭南北2号線の当該区間は通学路であるが、一部の区間は幅員が2m未満で見通しが悪く、通勤等の自転車の通り抜けが多いことから、見通しの改善と、歩行空間の確保や、地域の利便性の向上を図るため、自動車の通行も可能な幅員6.7mまで拡幅するものである。

三ツ島東西線も通学路であるが、路側帯が狭くて歩行空間がほとんど確保されていない上、大型トラック等が頻繁に通行している状況であり、特に安全確保が必要な区間については、用地買収により歩行空間の確保に取り組むものである。

問 拡幅により自動車が通行可能となるが、歩行者への安全面についての配慮は。

答 道路の拡幅により、自転車と歩行者が狭いところで、ふくそうするのを防ぐことができ、道路の折れ角についても、隅切りを設け、見通しを確保する。また、路側帯のカラー舗装により、自動車に対して歩行者への注意喚起や路側帯へのはみ出し走行の防止を促し、通学児童や歩行者の安全性を確保する。

【歳出：公園防犯カメラ設置事業 148万2000円】

問 公園防犯カメラ設置事業の概要は。

答 同事業は、昨今多発する犯罪の防止を初め、遊具等への悪質ないたずらや地域住民への迷惑行為等を抑止する目的で設置する事業であり、29年度においては、20台分の予算を計上している。また、スケールメリットが生かせるよう関係課とともに発注を行う予定としている。

問 同カメラの管理方法は。

答 29年10月から5年間のリース及び保守管理の契約をする予定であり、録画した画像については、防犯カメラ管理責任者を置くなど、個人情報保護や運用に必要な要領を策定し、適切な管理に努める。

【歳出：指定管理者候補者選定委員会委員（4人分） 13万5000円】

問 市営住宅の指定管理者制度導入に至る経緯は。

答 市営住宅の管理業務は修繕・保守点検等の委託業務、滞納整理、苦情対応、国・府からの調査等、多岐にわたり、その作業の専門性や特殊性を鑑みれば、今後も継続的に専門的知識と豊富な経験が求められる。

府及び府下の7市において、既に実施されている同制度を導入することで、入居者の高齢化やニーズの多様化も踏まえた住宅管理の専門知識を豊富に持つ民間業者のノウハウにより、入居者へのサービス向上が図られるとともに、人件費を含めた管理コストの縮減も図られることから、同制度を導入するものである。

問 指定管理者候補者選定委員会の委員構成の想定は。

答 同制度の知識が豊富な学識経験者や弁護士、本市職員等が考えられるが、具体的な委員構成は今後検討していく。

問 同制度を導入することによる入居者へのメリットは。

答 近年、建物や給排水設備等の経年劣化による不具合が増加傾向にあり、市の業務時間外においても、入居者から水漏れなどの連絡や、鍵の紛失などの急を要するトラブルによる対応が多く発生している。

業務時間外の修繕要望等については、市職員では迅速な対応が困難であるが、民間事業者による24時間電話対応等のサービスは、入居者にとって大きなメリットであると考えます。

また、社会的な課題ともなっている独居高齢者に対する見守りサービス等、事業者の提案による付加価値を得られることも、メリットであると考えている。

問 同制度導入の時期、契約期間及び指定管理者の主な業務内容は。

答 導入時期については、府営住宅の移管の検討状況の進捗によるが、現時点では29年度中に条例の改正や入居者への説明などを行った上で、30年4月に導入予定である。なお、当初の契約期間は3年を想定している。

また、指定管理者の主な業務内容については、住宅使用料・共益費・駐車場使用料の徴収、滞納家賃の督促、収入申告に係る事務、各種修繕及び保守点検等の委託業務等となる。

【歳出：寿市営住宅1期（南棟）耐震補強工事实施設計業務委託料 915万円】

問 寿市営住宅1期（南棟）耐震補強工事の概要とスケジュールは。

答 29年度に耐震補強工事の実施設計を行う。また、建物の構造上、耐震補強の工法が限られており、工事騒音の発生やガス、給排水設備等のライフラインにも支障が出ると予想されることから、工事期間中は一時的に仮住居で生活をしてもらう必要があると考えている。このことから、30年度に耐震補強工事の詳細な内容について入居者へ説明し、さまざまな調整を行った上で、31年度に耐震補強工事を実施完了する予定としている。

問 寿市営住宅にエレベーターやスロープを設置するなど、バリアフリー化についての考えは。

答 エレベーターの設置については、26年度に入居者アンケートを実施し、結果としては、設置を希望する入居者と希望しない入居者が、ほぼ同数であった。希望しない入居者の主な意見として、エレベーターが設置された場合は、共益費が増額となることや、1階入居者には不要であることが挙げられている。なお、エレベーターを設置した場合であっても、階段室型の住宅であることから、建物の構造上、完全なバリアフリー化は困難であると考えている。

また、スロープの設置については、プライバシーの確保や防犯上の問題が懸念される。

このようなことから、これらの設置についてはさまざまな問題もあるため、今後も引き続き検討課題と考えている。

【歳出：自主防災訓練実施事業 13万8000円】

問 大規模地震発生後の二次災害として発生する電気火災の危険性とその防止対策について、市ではどのような啓発・説明を行っているのか。

答 地域の防災訓練や防災講話等において、大規模地震の発生直後に電熱器具が転倒した火災や停電復旧後の通電火災などの地震火災のメカニズムや、過去にも阪神・淡路大震災で85件、東日本大震災で108件の電気火災があったとされていること、府による南海トラフ地震の被害想定では、市域で4件の出火と約6500棟の建物が被害を受けるとの試算がされていることなど、事例も交えて、地震火災の危険性を認識してもらうための啓発を行っている。

地震火災防止対策については、避難時にはガスの元栓閉鎖の確認とあわせて、電気のブレーカーを落とすなどの対策を説明している。また、地震で一定の揺れを感知した際に自動的に通電を遮断する感震ブレーカーには、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなど、さまざまな商品があることや、電気火災防止に有効であることの説明を行い、自主的な設置を推奨している。

問 感震ブレーカーの設置に対する助成制度を検討すべきと考えるが、見解は。

答 現在、国において新築建物に対する自主的な設置促進策を進めている段階であり、費用助成など具体の普及促進策は示されていないため、国・府の動向を注視しながら調査・研究を行うとともに、引き続き、自主的な設置促進が図られるよう市民啓発に努める。

【歳出：工事請負費（全事業） 21億937万9000円】

問 最低制限価格の設定方法の変更内容は。

答 最低制限価格の設定については、ダンピング受注防止等のために地方自治法施行令第167条の10第2項において規定されており、現在、国が20年に示した最低制限価格、いわゆる20年モデルを市では21年に導入している。今回、最低制限価格を適切に活用して公共工事のさらなる適正化を図っていくために、29年4月1日から23年モデルに変更しようとするものである。

問 落札者の保険加入を義務化した時期は。

答 28年4月1日から市の入札の資格要件の中で定めている。

問 工事請負費が20%上がることに伴い、最低制限価格が上がると聞いているが、当初予算の工事請負費をもとに試算すると、幾らふえるのか。

答 一般会計で約9500万円ふえることを見込んでいる。

(その他の質疑項目)・広報紙発行事業について

- ・大阪府域地方税徴収機構について
- ・消防団の車両購入等について
- ・応急危険度判定区域策定事業について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第25号 平成29年度門真市水道事業会計予算

(議案の内容)

収益的収入は31億6394万6000円、収益的支出は27億2460万4000円と定める。

資本的収入は3億9096万6000円、資本的支出は13億3346万6000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億4250万円は、損益勘定留保資金等で補填する。

(主な質疑と答弁)

【歳出：修繕工事跡復旧工事 1815万4000円】

問 道路上での緊急漏水修理について、過去5年間の件数は。

答 同修理件数は、23年度116件、24年度134件、25年度155件、26年度95件、27年度103件であり、24・25年度に多少増加し、26年度では減少しており、27年度は微増となっている。22年度以前の件数も100件前後であることから、平均した件数で推移している。

問 漏水が特に多く発生する地域はあるのか。

答 漏水は特定の箇所集中しているわけではなく、主に老朽化した給水管が多く埋設された住宅地等で発生する傾向にある。

問 経年管を解消する必要があると考えるが、今後の耐震化に向けた工事予定は。

答 工事については、アセットマネジメントや耐震化計画に基づき実施していく。32年度までの短期計画では、公共下水道工事に伴う移設による更新を優先し、既に着手している更新工事のほか、道路拡幅工事等の工事に合わせた更新も関係事業者と協議・検討し、進めていく。33年度からの中長期更新計画では、最重要管路の更新とともに、避難所等重要施設へつながる主要管路も優先的に更新していく。

また、住宅地等の給水管についても、耐震化を進める中で、解消に取り組んでいく。

(その他の質疑項目)・寝屋川市と共同で水質検査をすることになった経緯について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 26 号 平成 29 年度門真市公共下水道事業会計予算

(議案の内容)

収益的収入は 38 億 4710 万 4000 円、収益的支出は 36 億 9980 万 2000 円と定める。

資本的収入は 40 億 9735 万 6000 円、資本的支出は 54 億 8967 万 3000 円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 13 億 9231 万 7000 円は、損益勘定留保資金等で補填する。

(主な質疑と答弁)

【歳入：下水道使用料 13 億 9349 万 3000 円】

問 地方公営企業法適用に伴う公営企業会計移行の概要は。

答 公営企業会計移行により、事業の管理運営に係る損益取引と建設改良等に係る資本取引に区分して経理され、経営成績を適正に示すことや利益・損失の確定を適切に行うことができるとともに、その分析を通じて中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定に必要な基礎的情報を得ることができる。

これらのことから毎事業年度の経営成績や財政状態の正確な評価・判断及び他団体との比較等を効果的に行うことができ、より詳細な情報開示が可能となるだけでなく、公営企業としての説明責任を果たせるものである。

問 29 年度に公営企業会計移行することによる下水道使用料への影響は。

答 本市の下水道使用料は、現会計制度 27 年度決算ベースで経費回収率が 102.0% で、単年度収支及び実質収支の推移が良好であるため、適正な水準であると認識している。

また、29 年度公共下水道事業会計予算では、当年度純利益として 1 億 3039 万 7000 円を計上しているため、公営企業会計移行後、即時に下水道使用料に影響が及ぶことはないと考えている。

(その他の質疑項目)・29 年度の整備概要と普及率の見込みについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 9 号「門真市手数料条例の一部改正について」は、府から権限移譲を受けるに当たっての財政的・人的措置などについて、議案第 19 号「平成 28 年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)」は、工事の主な繰越理由などについて、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第 28 号、第 5 号、第 6 号、第 14 号、第 22 号、第 23 号及び第 29 号中所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成 29 年 3 月 23 日

門真市議会議長

土山 重樹 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第12号 門真市長寿祝金等贈与条例の一部改正について
- 2 議案第13号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 3 議案第27号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 4 議案第17号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項
- 5 議案第18号 平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第7号）
- 6 議案第20号 平成29年度門真市一般会計予算中、所管事項
（附帯決議を付す）
- 7 議案第21号 平成29年度門真市国民健康保険事業特別会計予算
- 8 議案第24号 平成29年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 9 議案第29号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：平成 29 年 3 月 15 日（水）

○議案第 12 号 門真市長寿祝金等贈与条例の一部改正について

（議案の内容）

高齢者人口の急激な増加、平均寿命の延伸等高齢者を取り巻く環境の変化に鑑み、長寿祝金等贈与事業の見直しを行う。

（主な質疑と答弁）

問	長寿祝金等のこれまでの経過と現在の状況は。
答	<p>長寿祝金等贈与事業は、本市居住の高齢者に対し、その長寿を祝福するための祝金または祝品を贈与することにより、高齢者の福祉の増進及び市民の敬老思想の高揚を図ることを目的に、門真市敬老金贈与条例として昭和33年に創設し、77歳以上の方に2000円の贈与から始まった。</p> <p>その後、二度増額を行い、平成12年に長寿の主な祝い歳である77歳に1万円、88歳2万円、99歳3万円、100歳5万円に改正し、平成18年には条例の名称を長寿祝金等贈与条例と変え、77歳を5000円相当の祝品に変更した。</p> <p>さらに、平成20年度から、高齢化の進展に伴い限られた財源の中で事業を継続するため、行財政改革推進計画に基づき88歳と99歳の祝金の廃止及び77歳の祝品の金額を3000円相当に変更したところである。</p> <p>なお、平成28年度の贈与対象者数は、満77歳が1381人、満100歳が17人である。</p>
問	今回の長寿祝金等の見直しの内容は。
答	<p>高齢者人口の急激な増加や平均寿命の延伸など高齢者を取り巻く環境の変化、市民ご意見番の評価及び近隣市の状況等に鑑み、これまで満77歳の方に贈与していた3000円相当の祝品を廃止し、満100歳の方への5万円の祝金の贈与のみとするものである。</p> <p>なお、29年度においては満77歳の方に喜寿のお祝いとして、市長からのメッセージカードの送付を予定している。</p>
問	77歳の方への贈与は廃止せず、祝品を祝金として贈与すればどうか。
答	満77歳の祝金の贈与について、府内の市町村における状況は、28年度では、商品券を贈与している市も含め2市のみであり、今回の改正の趣旨からも祝金へ見直すことは考えていない。

（その他の質疑項目）・90歳の方への表彰や100歳の方を名誉市民とする考えについて など

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 20 号 平成 29 年度門真市一般会計予算中、所管事項

（議案の内容）

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 557 億 7000 万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：妊婦健康診査公費負担事業 妊婦健康診査業務委託料 7948万6000円
妊婦歯科健康診査業務委託料 129万2000円】

問	妊婦歯科健康診査の実施目的とその重要性は。
答	妊娠中は、女性ホルモンの分泌量が増加するため、女性ホルモンを好む歯周病菌が活発になり歯周炎を起こしやすくなり、つわりによる食の嗜好の変化等のため、口内が酸性に傾き、虫歯も発生しやすくなる。 また、妊娠中の歯周炎は、子宮収縮作用のある物質の分泌を促進し早産や低体重児出生の危険因子となる。 そのようなことから、妊娠中の歯科健康診査は、虫歯や歯周疾患の予防に加えて出生時のリスクを軽減し、安心・安全な出産を迎えるためにも、非常に重要なものと考えている。
問	妊婦健康診査公費負担事業の拡充の内容は。
答	拡充内容として、従来からの10万円の妊婦健康診査公費助成に加えて、新たに妊婦歯科健康診査公費負担事業を実施する。 当該事業は、29年4月1日以降、妊娠届け出をされた妊婦に歯科健康診査の無料受診券を交付し、市内医療機関にて妊娠期間中に1回受診してもらうもので、健診内容としては、問診、虫歯や歯周病のチェック、ブラッシング指導となっている。
問	対象者を産婦にも拡充する考えは。
答	妊婦歯科健康診査は、妊娠中の早い段階に受診することにより、妊婦本人だけでなく、生まれてくる子どもの歯の健康管理に対する意識の醸成を図り、子どもの虫歯の発生予防にも寄与することを期待するものである。 本市の子どもの虫歯予防という観点では、口腔ケアに対する意識向上は妊婦だけでなく、産婦も同様に重要であると考えている。しかし、今回の事業が新規事業であることから、産婦も対象とすることについては、状況を見つつ、拡充に向けて検討していきたいと考えている。

【歳出：妊婦・出産包括支援事業 531万4000円】

問	電子母子手帳の府内等の導入状況は。
答	同手帳を導入している団体は、府内で池田市と泉佐野市の2市である。 池田市は28年6月から、泉佐野市は28年11月から導入しており、全国的に幾つかの団体で導入している。
問	同手帳の詳細は。
答	同手帳については、スマートフォンなどで簡単に子育て記録や予防接種の管理、地域の育児情報の発信等が可能だけでなく、災害等で記録が失われるリスクを回避できる利点もあるものの、医療機関での記録や公的機関の証明などでは従来型の母子健康手帳は必要であり、あくまで従来型を補完するツールとして利用されているものである。
問	府の新子育て支援交付金対象であるが、導入に対する考えは。
答	29年度は、当該交付金の対象となるものの、他の事業で上限額の500万円まで活用予定である。今後は、先進的に進めている他団体の利用状況や課題などについて情報収集を行いつつ、近隣市の動向も注視しながら調査・研究をしていく。

【歳出：臨時ごみ収集運搬事業 1592 万円】

問	さわやか訪問収集の拡充内容は。
答	<p>18 年度から実施している同収集は、現在、虚弱等により日常生活に支障のある 65 歳以上の高齢者及び障がい者で、ひとり暮らしの者を対象に自宅を訪問し、粗大有料ごみを収集している。</p> <p>今回の拡充内容は、これまで対象となっている者のうち、ひとり暮らしの介護度の高い高齢者や重度障がい者について、これまでの粗大有料ごみの収集に加え、普通ごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙、古布、小型ごみ、ペットボトルなど、粗大ごみ以外のごみを週 1 回、無料で戸別収集を行うものである。</p> <p>また、ごみ収集時に声かけをすることで、コミュニケーションを図り、安否確認も同時に行うものである。</p>
問	実施時期及び実施方法は。
答	<p>実施時期は、周知期間やパンフレット作成期間等を踏まえ、29 年 7 月からと考えている。実施方法については、まず、実施日以降に利用申込書に関係書類を添付の上、提出の後、申請者及び申請者の状態を把握した代理人等との面談や現況調査を行い、現況確認後に実施の可否を決定する。</p>
問	今後、単身高齢者世帯の増加が懸念されるが、全ての単身高齢者世帯を対象にできないのか。
答	<p>障がいの有無に関係なく全ての単身高齢者世帯を対象とすることは、少子高齢化や核家族化が進む中、制度実施後の状況等も踏まえた上でニーズを把握するとともに、他市の状況を注視しながら調査・研究していく。</p>

【歳出：持ち込みごみ予約受付事業 116 万 5000 円】

問	持ち込みごみが予約制導入に至った経緯は。
答	<p>従前から持ち込みごみは、引っ越しなどで臨時的に発生するごみの処分方法として、利用されているが、20 年度から実施した粗大ごみの有料化に伴い、粗大ごみ処理券を買って収集に出すよりもクリーンセンターに直接持ち込むほうが安価で手続も簡単であることから持ち込みごみの件数は急激に増加した。</p> <p>具体的には、19 年度までは平日であれば 1 日当たり 10～20 件程度であったが、20 年度以降は、70～90 件程度となり、多い日は 100 件を超えることもある。件数がふえたことに伴い、クリーンセンター内での車両接触事故や周辺道路での渋滞発生、また職員によるごみの分別指導にも支障を来し、爆発事故等も発生している。</p> <p>これらの状況を踏まえ、計画的に持ち込み車両の管理を行い、1 年を通じて安全なごみの搬入を行うため、クリーンセンター内にコールセンターを設置し、持ち込みごみを電話による予約制とするものである。</p>
問	本市の持ち込みごみの状況は。
答	<p>本市の持ち込みごみの件数は、平日が約 80 件、祝日が約 240 件であるのに対し、守口市は平日約 50 件、祝日が約 200 件である。また、人口が 2 倍の寝屋川市に至っては、平日約 60 件、祝日が約 160 件であり、本市が飛び抜けて多い状況である。</p>
問	予約制導入による市のメリットは。
答	<p>予約制を導入することで、搬入台数が平準化され、これまで以上に搬入物の確認に時間をかけ</p>

ることができる。また、ごみの分別指導を行うことで、市では処理できないごみの持ち込みや爆発を未然に防ぐことができると考えている。

【歳出：イメージキャラクター活用事業 879万3000円】

問 28年度作成予定のガラスケのLINEスタンプの使用開始時期は。

答 ガラスケのLINEスタンプは、委託業者を通じて申請中であり、近日中に使用開始できる見込みである。

問 LINEスタンプのデザインはどのように考えたのか。

答 28年度の委託契約の中で、40パターンのデザインを考案中であったが、門真はすはな中学校において、総合学習の中で生徒がLINEスタンプのデザインを検討しており、その使用について相談があったため、市と委託業者と中学校とで調整し、生徒のアイデアを14種類採用、残り26種類は委託業者が考案した。

問 ガラスケデザインの個人利用時の制限と利用手続方法は。

答 ガラスケデザインの利用は、個人利用で楽しむ場合は、イメージを壊さないように使用する限りにおいて、特に制限を設けていない。

しかし、団体等での利用や民間企業が利用する場合については、手続が必要となり、使用する物品等の見本、団体の概要書等と合わせてガラスケ使用申請書の提出が必要となる。

また、営利目的の利用は、門真市とのつながりのある場合に限り認めている。

問 29年度のガラスケグッズの販売予定商品は。

答 既存のグッズに加え、新しくハンカチを作成し販売する予定である。

【歳出：高齢者等特殊詐欺等被害未然防止対策業務委託料 164万6000円】

問 特殊詐欺等被害防止機器の貸与台数は。

答 29年度は、府の補助金を活用し、50台を限度に単身高齢者世帯等を対象に貸与する予定である。

問 同機器の貸与に関するスケジュールは。

答 29年5月に市民を対象にした説明会を市役所や南部市民センターで、土曜日・日曜日を含め4回実施する予定である。加えて、29年4月から地域包括支援センターなど、高齢者を支援する施設等に対して機器や貸与の方法などの説明会を行うとともに、市広報5月号及び市ホームページに掲載し、広く周知に努める。

また、29年6月1日から貸与申請の受け付けを開始し、順次貸与していきたいと考えている。

【歳出：オリジナル出生・婚姻届製作事業 30万7000円】

問 オリジナル出生・婚姻届製作事業を実施するに至った背景は。

答 オリジナル婚姻届や出生・婚姻の記念証などについては、若者に婚姻・出産への関心を高めるため、独自のデザインによる届け書を作成する自治体が増えてきており、府内においても同様の取り組みを行う自治体が増えつつある。

本市においても、若い市民の結婚・出産という生涯の大きな節目を祝福し、結婚・出産・子育てを通じて、本市への愛着をより深めてもらうことを目的として、オリジナル婚姻届及び婚姻・出生の記念証を作成するものである。

問 同事業の実施方法とスケジュールは。

答 実施方法については、本市と提携大学との協働で取り組む予定であり、詳細については大学と協議しながら検討していきたいと考えている。現時点では、連携先の大学をまずは選定し、ワークショップに参加する学生を募集することを考えている。

ワークショップでは、本市のイメージキャラクターであるガラスケの活用も含めて、門真らしさが表現できるよう大学生の柔軟な発想により、デザイン案を決定していきたいと考えている。

また、ワークショップの開催時期については、29年5月から7月ごろの間に5回程度を予定しており、デザイン案の決定後に市で最終調整を行い、印刷の上、29年10月を目途に市民課において利用を開始したいと考えている。

【歳出：水銀使用廃棄物等適正処理事業 280万5000円】

問 水銀使用廃棄物等適正処理事業を実施するに至った背景・理由は。

答 25年10月に水銀に関する水俣条約が採択され、国内担保法として水銀による環境の汚染の防止に関する法律及び大気汚染防止法の一部を改正する法律が27年6月に公布、28年12月18日に施行されている。

また、水銀汚染防止法第17条において、努力義務ではあるものの、市町村の責務として「市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされている。

市としては、有機水銀に起因する健康被害と自然環境破壊から、市民を守るためにも、水銀使用廃棄物（蛍光管、乾電池、ボタン電池、血圧計、体温計、温度計等）の適正処理は、取り組まなければならない課題であると認識している。

また、北河内各市の28年度の実施状況においても、寝屋川市、守口市、四條畷市、交野市が実施済みであり、枚方市、大東市においても近年実施予定であることから、本市においても29年度から実施するものである。

問 同廃棄物の回収方法及び対象は。

答 これまで、同廃棄物は小型ごみ収集日に出してもらっていたが、それに加え、市が常設設置する回収ボックスへ市民に持ち込んでもらう拠点回収方式を新たに実施するものである。

回収拠点としては、市の公共施設のほか、回収協力電気店として、大阪府電機商業組合門真支部に協力してもらいながら、合計20カ所程度を設置していきたいと考えている。

また、できる限り他の部署への協力依頼を行い、市が実施するイベント会場等においても集中的に回収する予定である。

問 回収ボックスと回収協力電気店からの収集方法は。

答 市所有の小型収集車両に、運搬時の同廃棄物の破損を防止する専用ボックスを設置し、収集を行うが、既に破損している同廃棄物については、袋などで密閉した状態で収集を行う。

収集回数については、市の公共施設に設置している回収ボックスは適時回収を行い、回収協力電気店は、電気店と協議を行った上で、月2回程度の定曜日収集を行っていきたいと考えている。

問 回収した同廃棄物の処理方法は。

答 廃棄物処理法や環境省から示されている、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン等に基づいて委託による処理を行うが、処理経費の負担を抑制するためには、一定量に達した上で

処理を行う必要があることから、クリーンセンター内の倉庫にて一時保管を行った後に処理する。

問 同センターにおける保管方法は。また、飛散等で近隣住民に健康被害が発生するおそれはないのか。

答 まず、同センター内の倉庫において、雨水の侵入を防止するなど必要な対策を講じた上で、回収した同廃棄物は処理委託業者より、保管用の専用容器の借り入れを行い、破損していない物は、保管時に破損することのないよう保管し、破損している物については、密閉することが可能な容器に保管する。

【歳出：地域生活支援拠点整備事業 161万7000円】

問 地域生活支援拠点整備事業の進捗状況は。

答 地域生活支援拠点については、グループホーム及び短期入所を合わせて20床の設置や障がい者（児）の相談支援等、居住支援のための機能を有するものとして整備を進めており、28年8月に同拠点の建設及び運営事業者を決定し、30年4月に開設予定である。

問 市内におけるグループホームへの入居希望者数は。

答 現在のグループホームへの入居希望者については、相談支援の中で把握している数字としては、50名程度である。一方、グループホームや短期入所施設等の社会資源については、北河内7市の中でも人口規模に比べ少ない状況にある。今回の拠点整備により、その状況が一定改善されるものの、引き続き、社会資源の整備拡充に向け、市内事業所等に対し働きかけを行い、障がい者（児）の生きがいある暮らしと自立を支援していきたいと考えている。

問 同拠点に福祉避難所の機能を持たせるのか。

答 福祉避難所としての機能も備えるよう、運営事業者と協議しているところである。

（その他の質疑項目）・校区門真まつり補助事業の開始当初から現在までの開催状況について

- ・今後のし尿処理のあり方について
- ・農業委員会における議事録の作成方法について
- ・南部市民サービスコーナーにおける市民サービスの拡充について など

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

（附帯決議）

妊婦健康診査公費負担事業の拡充により、新たに妊婦歯科健康診査事業の予算が計上されているが、母子の口腔ケアへの意識向上については、妊娠中だけでなく、出産後の産婦においても重要である。

これらの状況を踏まえ、可及的速やかに妊婦歯科健康診査の対象者を産婦まで拡充できるよう適切な措置を講じること。

○議案第21号 平成29年度門真市国民健康保険事業特別会計予算

（議案の内容）

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205億9786万9000円と定める。

また、債務負担行為、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 831万6000円】

問 国保広域化に伴う市町村標準保険料率の仮試算結果が府から公表されたが、本市の保険料は幾ら引

き上がるのか。

答 今回の仮試算は、30年度からの新制度施行に向けた保険料負担のあり方や、激変緩和の条件・規模の検討を行うための試算であり、今後措置される予定の公費拡充分等は算定から除くなど、一定条件の下で算定されたものである。

このような前提で、本市の28年度保険料率と今回示された仮試算結果で比較すると、夫婦、子2人の4人世帯で介護保険がある場合では、所得0円であれば年間で1万7510円、31.3%増の7万3430円、所得100万円であれば2万9380円、12.7%増の26万390円、所得200万円であれば4万7100円、11.1%増の47万1830円、所得300万円であれば5万8980円、9.8%増の65万8800円となる。

(その他の質疑項目)・滞納処分に関する生活困窮者への配慮について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第29号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第1号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557億7613万4000円とする。

(主な質疑と答弁)

【歳出：門真の市民まつり実施事業 500万円】

問 3回にわたって開催された門真のまつり懇話会における議論の内容は。

答 同懇話会は各委員から忌憚のない意見を多く出してもらえるよう、ワークショップ形式で行い、29年1月30日に1回目を、2月15日に2回目を、3月3日に3回目をそれぞれ開催した。

その内容としては、以前に開催されていた、ふる里門真まつりの検証や、現在市内の各団体がそれぞれ開催しているまつりやイベントの現状、課題等の意見聴取等を行い、新たな門真のまつりのあり方について議論を深めていく中で、29年の夏にまつりを実施したいとの意見に至った。

同懇話会の案では、市民まつりの実施主体は実行委員会とし、開催日は29年7月もしくは8月の土曜日・日曜日のいずれか1日とし、内容としては、各団体の模擬店のほか、昼の部は子ども向けイベント、カラオケ大会等、夜の部は郷土芸能、盆踊り等、場所は旧第六中学校グラウンド及び総合体育館とするものであった。

また、市民・団体・企業等と市民まつりのイメージを共有し、市民まつりの実施に向けた機運を高めることを目的に、啓発用のイメージパンフレットもあわせて作成しているところである。

問 予算額500万円の内訳は。

答 ステージ及びやぐら等設営費として約230万円、チラシ・ポスター等宣伝費として約150万円、警備費及びその他諸経費に約120万円である。

問 今後の門真の市民まつり実施事業の進め方は。

答 本事業は、今議会で補正予算の議決後、29年3月末に同懇話会を発展継承した門真の市民まつり実行委員会準備会を開催し、実行委員会への参画団体等について意見交換を行い、その後、速やかに実行委員会を立ち上げていきたいと考えている。

実行委員会では、市民まつりに向け、より具体的な部会を設置し、それぞれの専門部会において議論を深め、準備を進めてもらいたいと考えている。

また、市民まつり開催後には次年度に向けた反省会及び会計監査等を予定している。

問 直接補助を出しにくい各種団体の活動資金を確保することが市民まつりの目的なのか。

答 市民まつりの開催は、市民の郷土愛を高め、市民としての意識を育むとともに、人と人とのつながりや地域の連携を強化し、市としてのにぎわいを創出することを目的としていることから、各種団体の活動資金を確保することが目的ではない。

問 公金が支出される市民まつりにおいて、市が考える公募の公平性とはどのようなものか。

答 市として交付金支出の透明性と公平性を確保するためには、その前提として事業にかかわる市民団体等の選定過程が明確であることが重要である。

市民まつりに出店できる団体の条件や選考基準や選考方法等について、今後開催する実行委員会において、各団体の意見を聞き、決めていくことが公平性の確保につながるものと考えている。

問 市のサポート体制は。

答 市職員のボランティア協力を募ることも視野に入れ、今後検討する。

(その他の質疑項目)・校区門真まつりと市民まつりとの相違点について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 24 号「平成 29 年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算」は、後期高齢者に対する差し押さえ件数と金額について、質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第 13 号、第 27 号、第 17 号中所管事項及び第 18 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第20号「平成29年度門真市一般会計予算」中、所管事項に
対する附帯決議案

上記議案については、妊婦健康診査公費負担事業の拡充により、新たに妊婦歯科健康診査事業の予算が計上されているが、母子の口腔ケアへの意識向上については、妊娠中だけでなく、出産後の産婦においても重要である。

これらの状況を踏まえ、可及的速やかに妊婦歯科健康診査の対象者を産婦まで拡充できるよう適切な措置を講じること。

平成29年3月15日 提出

民生常任委員会

委員長 武田 朋久 様

提出者

民生常任委員会

副委員長 池田 治子

委員 内海 武寿

委員 高橋 嘉子

委員 土山 重樹

委員 五味 聖二

平成29年3月23日

門真市議会議長

土山 重樹 様

文教常任委員会

委員長 大倉 基文

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度門真市一般会計補正予算（第10号）について）
- 2 議案第10号 門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 3 議案第11号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 4 議案第15号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 5 議案第16号 門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正について
- 6 議案第17号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項
- 7 議案第20号 平成29年度門真市一般会計予算中、所管事項

審査日：平成 29 年 3 月 17 日（金）

○承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 10 号）
について）

（議案の内容）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 8675 万 2000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 575 億 4111 万 2000 円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

問	専決処分に至った理由は。
答	<p>30 年 4 月の認定こども園開園に向け、本定例会において契約議案の議決が必要であったため、入札告示の期限を 29 年 2 月初旬に設定していた。</p> <p>一方、当初予算措置の誤りのため、補正予算が必要なことは、29 年 1 月上旬に判明していたものの、実施設計業者からの発注図書提出のおくれから最終的な設計金額が 29 年 1 月 31 日に確定したため、29 年 1 月の臨時会に提出できなかった。本定例会での提出では、入札告示の期限に間に合わず、工期がずれると判断し、29 年 2 月 1 日付で補正予算の専決処分を行わざるを得なかったものである。</p>
問	予算措置誤りの内容は。
答	<p>公立認定こども園整備事業は、営繕住宅課による見積もり、こども政策課による予算要求、企画課及び財政課での予算査定を経て、28 年度当初予算には建設工事費の 4 割を前払金として計上し、残りの 6 割を債務負担行為として設定していた。</p> <p>しかし、門真市公共工事の前払金に関する規則では、第 2 条において、前払金は請負金額の 4 割を超えない範囲内で支払うものとする、との規定にあわせて、特例として第 3 条では、継続費または債務負担行為に係る請負契約の前払金は、当該会計年度の予定出来高に相応する請負金額に対する旨が規定されている。</p> <p>今回の事例では、28 年度中は契約行為のみで出来高予定額が発生しないことから、28 年度の当初予算措置に誤りがあったものである。</p>
問	今後の再発防止策は。
答	<p>前払金規則の周知徹底とあわせ、公共工事に係る債務負担行為等で、予算や事業が複数年度にわたる場合には、契約担当部署も含め、関係部署との連携・調整を十分に行うなど、同様の事務誤りを繰り返さないよう努めていきたいと考えている。</p> <p>その具体の方策としては、総務部において毎年行っている契約事務の職員研修により、各課のスキルアップに努めるとともに、総合政策部における事業計画及び予算編成においては、事務手引書への注意事項の記載を行うことや、関係書類のチェック欄の追加等を行うことにより、再発</p>

防止を図っていきたいと考えている。

また、事務事業を進める上においては、課題・問題が発生した場合には速やかに関係部署間での連携を図り、市長、副市長及び教育長まで報告するとともに、必要に応じて議会にも進捗状況を説明し、細やかな対応を行っていくよう、徹底していきたいと考えている。

(その他の質疑項目)・議会への説明は適切であったかについて など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり承認

○議案第 10 号 門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

こども医療費助成制度において、こども医療費の助成対象者を満 18 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者まで拡大することにより、本制度のより一層の充実を図る。

(主な質疑と答弁)

問 こども医療費助成の対象年齢拡大の具体的な内容は。

答 通院対象を現在の「小学校 6 年生まで」から「高校 3 年生 (18 歳) まで」に、入院対象を現在の「中学校 3 年生まで」から「高校 3 年生 (18 歳) まで」にそれぞれ拡大する。また、所得制限は従前どおり設けず、入院時の食事療養費も助成対象として継続する予定である。

なお、18 歳までの拡大については、高校に在籍していない社会人等も含め、満 18 歳に到達する最初の年度末までを対象とするものである。

問 北河内 7 市の助成対象年齢の状況は。

答 寝屋川市は通院・入院とも高校 3 年生 (18 歳) まで、ほかの 5 市は通院・入院ともに中学校 3 年生までを対象としている。

問 29 年 10 月 1 日の施行に向けたスケジュールは。

答 先進市等への聞き取りを行いつつ、まず、29 年 4 月にシステム改修に着手する。また、速やかに医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対する説明を行い、29 年 8 月には市内各医療機関に掲示してもらうポスターを送付するとともに、市広報紙・ホームページにて、制度の内容や手続き方法を掲載し、市民周知の徹底を図っていきたいと考えている。

問 年齢拡大対象世帯が行う具体的な手続は。

答 29 年 8 月中旬に拡大対象の中学 1 年生から高校 3 年生 (18 歳) がいる世帯へ申請書を送付する。対象世帯においては、必要事項を記載の上、対象者の健康保険証の写しを添付し、郵送または直接窓口で申請してもらう。申請のあった世帯には、29 年 9 月下旬をめどに、順次こども医療証を送付する予定である。

(その他の質疑項目)・1 回当たり 500 円の自己負担をなくすことについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 16 号 門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市立旧第六中学校運動広場内の体育館を廃止する。

(主な質疑と答弁)

問	旧第六中学校運動広場体育館を廃止し、撤去する考えに至った理由は。
答	旧六中体育館は、あくまでも総合体育館が建設されるまでの代替施設として運営管理を行ってきた。総合体育館の運用は29年5月より開始することになったため、当初の予定どおり29年度中に廃止及び撤去を行うものである。
問	旧六中体育館の閉鎖は本来なら29年4月末であるのに、施行日が29年10月1日になっている理由は。
答	旧六中体育館は、総合体育館のオープンと同時に閉鎖する想定であったが、将来のまちづくり用地として確保する前提で、旧六中体育館の撤去に対して建物補償を受けることができ、旧六中体育館の価値を建物調査により算定する必要がある。 建物調査については、29年度予算で地域整備課において実施予定であるが、調査や算定に約半年間必要なため、建物調査に影響のない範囲で引き続き市民利用に供したいと考え、閉鎖を29年9月末にしたものである。
問	旧六中体育館撤去のスケジュールと撤去後の跡地活用は。
答	建物調査が終了した29年10月以降に撤去に関する工事請負契約を締結し、約4カ月間の工事期間を経て、おおむね30年2月末には更地になる予定である。 また、跡地はまちづくり用地として地域整備課へ移管するが、総合体育館を初め、旧第六中学校運動広場、文化会館におけるさまざまな行事の際には、地域整備課と協議し、臨時駐車場とするなど有効活用を図っていく。
問	総合体育館には、旧六中体育館利用者を受け入れられるだけのキャパシティがあるのか。
答	旧六中体育館と総合体育館を比較すると、旧六中体育館ではバレーボールコートが2面に対し、総合体育館では5面、バスケットボールコートは2面に対し3面、バドミントンコートは3面に対し11面と大幅に面数が増加する。 また、実際に27年度における利用状況を見ても、旧六中体育館でのバレーボールやバスケットボール、卓球等のアリーナ競技の使用コマ数が年間1635コマであるのに対し、総合体育館ではメインアリーナ・サブアリーナを合わせて年間4308コマと約2.6倍となる。 さらに、旧六中体育館では、これらの競技以外にも剣道や体操等で利用しているのが実情であるが、総合体育館では剣道場、柔道場、体操、ダンスなどで利用できる多目的室も設置することから、アリーナ競技とのすみ分けも可能となる。そのため、現状、旧六中体育館の利用者がそのまま総合体育館に移行しても、十分受け入れることができる上、新たな利用者に対しても利用してもらえるキャパシティはあると考えている。
問	旧六中体育館を廃止せず、引き続き使用した場合の財政的負担の見込みは。
答	歳出については、光熱費として年間約62万円、消防点検や清掃業務等の委託料として約65万円が必要となり、修繕料については、旧六中体育館は老朽化が進んでいることから、過去3カ年平均で約43万円かかっている。また、今後この修繕料はますます増加する見込みであることから、維持管理経費だけで少なくとも年間170万円以上が必要であると想定している。 また、引き続き旧六中体育館を運営するには耐震性の有無の把握が必要で、仮に耐震補強工事を行うとなれば、実施設計業務委託料、工事監理業務委託料で約1000万円が必要となり、工事費については、同規模、同年代の第七中学校体育館の耐震工事を参考にすると、約2400万円の

費用を要しており、旧六中体育館は屋上にプールがある特殊な形状であることや老朽化の度合いによって、さらなる費用の追加が必要になることも想定される。

歳入については、旧六中体育館の撤去に対して、建物の価値分を含めた建物補償費が歳入として見込まれているが、撤去時期が遅くなればなるほど、価値が低下し、一般的には1年ごとに3～5%程度低下するため、単純計算で年間約600万円分の歳入が減少していくと想定される。

問 旧六中体育館と市民プラザ体育館の利用者は、総合体育館を利用したいはずだが、土曜日と日曜日は利用希望者が多く抽選になるのでは。

答 全ての利用者が抽せんなしに希望どおりの枠を利用してもらうことは理想ではあるが、特に利用希望の多い土曜日・日曜日については、抽せんとなることも一定やむを得ず、抽せんを回避する目的で旧六中体育館を存続させるとしても、費用対効果は低いと考えている。

(その他の質疑項目)・旧六中体育館及び市民プラザ体育館の土曜日・日曜日の利用率について
など

(討論) 反対及び賛成討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第17号 平成28年度門真市一般会計補正予算(第11号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2567万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ575億1544万円とする。

また、繰越明許費の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：市立保育所耐震補強工事実施設計業務委託料減額分 △762万1000円

繰越明許費：公立保育所運営事業 129万9000円】

問 浜町保育園・上野口保育園の耐震補強工事に係る補正予算を計上した経緯は。

答 当初の計画では、両園ともに28年度に耐震診断、耐震補強工事実施設計を完了し、29年度に耐震補強工事の実施を予定していたが、耐震診断結果により、当初の想定から工事の規模や工程等の見直しが必要となった。そのため、浜町保育園については、実施設計に係る予算を全額減額するとともに、29年度当初予算において改めて予算計上し、上野口保育園については、28年度から29年度に予算を繰越すこととしたものである。

また、あわせて入札差金の減額と、より有利な市債への振替を行おうとするものである。

問 今後の耐震補強工事のスケジュールは。また、受入児童数に変更はないのか。

答 上野口保育園については、29年度に耐震補強工事実施設計を完了するとともに耐震補強工事を開始し、30年度に工事完了の予定である。なお、現在、保育定員の弾力化により定員の70名を超える80名の児童を受け入れているが、今後の工事期間中の園児の安心・安全な保育環境の維持を考慮し、29年度は弾力化による定員を超えた新たな受け入れについて、一定抑制する予定である。

また、浜町保育園については、29年度に耐震補強工事実施設計を行い、30年度に耐震補強工事を実施する予定であり、設計内容に応じ、園児の安心・安全な保育環境の維持を考慮した上で、状況により受入児童数の調整を行う予定である。

(その他の質疑項目)・両園の耐震診断後、耐震補強工事を行うに至った経緯 など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 20 号 平成 29 年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 557 億 7000 万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：病児・病後児保育事業 2018 万 9000 円】

問 病児・病後児保育の概要及び施設内容等について。

答 病児保育は、病気の回復期に至らない児童の一時的な保育を行うものである。現在、本市北部地域の 1 カ所で実施しており、小児科に併設する形で同一の建物内にあるが、感染症予防等の配慮から独立した出入り口を有した施設である。

利用定員は 5 名で、常勤保育士 3 名、非常勤保育士 3 名、小児科との兼務を含め看護師 5 名、医師 1 名の体制で実施されている。

利用については、年に 1 回本市へ事前登録を行い、実際に利用する際には、医師が利用可能と判断した場合、直接施設へ申し込みを行う。

なお、対象となる児童は、生後 6 カ月から小学校 6 年生までである。

病後児保育は、病気の回復期ではあるが、安静が必要で集団生活が困難な児童に対して一時的な保育を行うものである。29 年 4 月より、本市南部地域にて私立の認定こども園に併設する形で新たに開始予定であり、こちらも独立した出入り口を有した施設である。

なお、利用に際しては、病児保育と同様の流れで実施する予定であり、当初の定員は 3 名で、保育士及び看護師等各 1 名の体制で開始される予定である。

問 それぞれの利用料金及び利用時間は。

答 病児保育の利用料金は、1 日 2000 円で、利用時間は月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までであり、本市在住の生活保護または市民税非課税世帯については無料となる。病後児保育についても、基本的には病児保育と同程度の内容で実施される予定である。

問 病児・病後児保育事業の今後の方向性は。

答 今後の方向性については、門真市子ども・子育て支援事業計画において、実際の利用状況を見きわめながら、量の確保を図る旨をうたっている。

なお、計画上の延べ利用人数は、27 年度 994 人、28 年度 959 人、29 年度 928 人としており、少子化等の影響により、緩やかに減少するものと推計していたが、実際の延べ利用人数は、27 年度 736 人、28 年度では 780 人程度になる見込みである。

実際の延べ利用人数は計画上の延べ利用見込み人数には至っていないが、実績は増加傾向にあり、また、施設の定員や立地条件等により利用に至らなかったケースもあることから、子育て世帯にとってニーズが高く、受け皿の拡大が必要なサービスであると認識している。今後も引き続き市民ニーズの把握に努め、新たな設置を含めたサービス提供について検討する予定である。

【歳出：公立認定こども園整備事業 10億9080万7000円】

問	(仮称)南認定こども園の開園後の運営に対する検討は進んでいるのか。
答	公立幼稚園及び保育園の園長代理を中心に構成する(仮称)南認定こども園の運営に関する調整会議を28年11月に立ち上げており、これまでに取り組んできた先進市への視察や研修等を参考に、幼稚園と保育園で異なっている日々の保育の内容や流れ、園行事を初めとする年間を通した園運営をいかに融合していくか、また、それに伴う職員体制等について議論を進めている。
問	30年2月末の竣工で開園に支障はないのか。
答	工期は、全てを含め30年2月28日までとなっているが、30年1月31日までに各種検査を終え、建物の引き渡しが行われる予定である。30年2月以降、順次開園に向けた準備を進めることができ、30年4月1日の開園に支障はないものと考えている。
問	園の名称はどのように決めるのか。
答	まず、市民公募により園名を募り、そこで出された名称の中から、南幼稚園や南保育園の保護者、地域の代表を中心に構成を予定している認定こども園名称検討委員会で議論される。30年第3回定例会において、認定こども園の設置条例を提出し、審議の後、決定する予定である。

【歳出：保育定員拡充事業 14億7341万2000円】

問	29年4月1日からの保育所利用希望者の利用調整の進捗状況と待機児童について。
答	29年4月1日からの利用希望者の選考を現在実施中であり、申込期日までに申請のあった児童のうち、申し込みの取り下げや内定辞退などを除く29年3月14日時点の利用調整の状況は、532人中、内定者が473人、保留者が59人である。 これに対し、入所枠は602人であり、全体では残る入所枠が保留者数を上回っているが、昨年度と同様、3歳未満児を中心に利用調整に苦慮している状況で、現時点においても、入所枠の拡大も含め、調整を行っているところであり、正確な待機児童の見込み数は、まだ不明である。
問	現状からも、引き続き保育定員の拡充は必要と考えるが、29年度の拡充予定は。
答	29年度に予定している保育定員の拡充としては、まず、既存施設の建てかえによる定員増が、認定こども園1園で38人、保育園2園で53人である。次に、既存事業者による認定こども園の新設が1園で66人。また、既存事業者による小規模保育事業の新設が2園で38人、さらには、新規事業者による小規模保育事業の新設が3園で57人、合計で252人の定員増を見込んでいる。

【歳出：施設型給付事務・私立幼稚園就園奨励費補助事業・障がい者等支援給付事業のうち 1億2776万6000円】

問	5歳児の幼児教育・保育・療育の無償化に伴う、施設類型ごとにどのように無償化を実施するのか。また、予算への影響は。
答	市において利用者負担額を決定する認定こども園、保育所及び新制度移行済みの幼稚園のうち、認定こども園の利用者及び市外公立保育所または私立幼稚園の広域利用者については、事業者が保護者から直接利用者負担を徴収することから、市から各事業者に対し、本来の利用者負担相当額を施設型給付費に上乗せして支払うことで無償化による影響を補填することとしており、歳出において5024万8000円の増額を見込んでいる。市が利用者負担を徴収している保育所及び幼稚園の影響額としては、歳入において保育所個人負担金2927万3000円、市立幼稚園の利用者負担

477万1000円の減額をそれぞれ見込んでいる。

次に、新制度に移行していない私立幼稚園については、各幼稚園が保育料等の額を決定しており、保護者が支払った1年間分の保育料等に対し、所得に応じた私立幼稚園就園奨励費補助金を補助しているが、これを一律補助上限額までかさ上げすることで、実質的な無償化を行おうとするもので、歳出において3624万8000円の増額を見込んでいる。

また、児童福祉法等に基づき利用者負担額を決定する児童発達支援事業のうち、民間事業者については、保護者が事業者を支払った利用者負担相当額を給付金として支給することで実施することとし、歳出において障がい児通所サービス費給付金50万2000円の増額を見込んでいる。市が直接利用者負担額を徴収することも発達支援センター使用料については、減免申請をしてもらうことで無償化を行うこととし、歳入において67万5000円の減額を見込んでいる。

これらに事業の実施に必要なシステム改修経費等604万9000円を合わせ、影響額全体として1億2776万6000円を見込んでいる。

問 延長保育料や給食費等は今回の無償化の対象になるのか。

答 今回の無償化には含んでいない。

問 給食費の無償化を本市で実施した場合、どの程度の予算が必要となるのか。

答 給食に係る保護者負担額を無償化するための詳細な試算は実施していないが、仮に5歳児に係る公立施設の利用者は無償とし、私立施設の利用者は平均的な給食費を上限として補助を行った場合は、年額3000万円程度の予算が必要である。

【歳出：(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業 5万1000円】

問 (仮称)市立生涯学習複合施設の設計事業者選定委員会の委員数とその構成は。また、設計事業者の決定はいつごろか。

答 委員の人数と構成については、建築に精通した学識経験者等3名、市職員2名の計5名を予定している。

また、設計事業者は古川橋駅前のまちづくり事業が予定通り進捗すれば、30年8月頃に決定できる見込みである。

問 同施設の開設時期は。

答 基本設計・実施設計業務と並行して、24年度に実施した埋蔵文化財の試掘調査結果に基づく発掘調査を実施し、その後、建設工事がそれぞれ計画どおり進めば、35年秋ごろに開設できる予定である。

【歳出：総合体育館オープニング記念事業交付金 297万7000円】

問 29年4月30日の総合体育館オープニング記念イベントで実施するスポーツシンポジウムについて、現時点で考えている内容は。

答 シンポジウムの概要については、「スポーツを通して子どもたちに“夢”を」をテーマとし、トップアスリートの輝かしい功績の裏に隠されたさまざまな苦労や挫折、また、それらを乗り越えられた秘訣などを多くの子どもたちに伝えるとともに、子育て中の方に対しても子どもの才能のを見つけ方や伸ばし方等、スポーツの持つ力を通じた成長について、親子で一緒に考えてもらえるような内容にしたいと考えている。

出演予定者については、教育長を初め、本市出身でシドニーオリンピック銅メダリストの岡本依子氏、元ボストン・レッドソックスの川畑健一郎氏、指定管理者のコナミスポーツクラブの北京オリンピック団体銀メダリストの沖口誠氏、本市子育て支援親善大使の川崎美千江氏及び大阪国際大学スポーツ行動学科の高見教授を招き、それぞれの経験をもとにした話をパネルディスカッション形式で行う予定をしている。

問 市民がオープニングイベントまでに総合体育館を見ることができる機会はあるのか。

答 29年4月23日・24日の午前10時から午後3時までを市民向けの内覧会として設定し、総合体育館を開放して自由に内覧してもらう。

【歳出：小学校費 9億5353万5000円】

問 少人数校の北巢本・古川橋・砂子小学校区で児童数が減少しているが、考えられる要因は。

答 本市全体として少子高齢化が進んでいることが児童数減少の大きな要因であると考えているが、北巢本小学校区については、公共施設やスーパーなどの大規模店舗が少ないことに加え、大型マンションなどの建設予定もないことが要因として考えられる。古川橋小学校区については、大規模な区画整理や住宅地の再開発が予定されていないことが要因として考えられる。また、砂子小学校区については、駅から遠いといった地理的条件のほか、建てかえ中の府営門真住宅における新規入居の制限も要因の一つと考えられる。

問 子育て世帯や将来の子育て世帯にとって、本市に住む利点は。

答 義務教育における利点としては、①全国的にも早期から中学校も含めた全校で取り組んでいる自校式給食の提供、②経済的負担が少なくサービス性の高い各小学校における放課後児童クラブの設置、③近隣の他市に先駆けて教育環境を整備した全校へのエアコンの設置、④府内でいち早く対応した学校校舎の耐震化、⑤子どもの読書環境改善に向けた学校図書館司書の全校配置、⑥Ka d o m a 塾やはばたけ事業における子どもの夢の実現を応援する事業展開がある。

(その他の質疑項目)・国が設定した学校ICT環境の目標水準の達成状況について

- ・第4回スポーツ・レクリエーション大会の変更点について
- ・めざせ世界へはばたけ事業におけるコンテストの今後の方向性について
- ・市が提起したという北巢本・四宮小学校区境界変更の実態について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第15号「門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について」は、給料の引き下げ額などについて、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第11号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。